

5 景観計画区域における行為の規制に関する事項

良好な景観を保全・形成する上で特に大きな影響を及ぼす規模の建築等を対象とした行為の制限として、景観形成基準（案）を次のとおり定めます。

●景観計画区域内における共通基本事項（景観重点区域を除く）

届出を要する行為の内容	規 模
建築物の新築、増築、改築 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	①高さ 原則として13mまでとする。(公共施設を除く。) ②色彩 鮮やかな原色は避け、周辺の景観に調和するものとする。 太陽光発電設備を設置する場合は屋根の色と調和のとれた色彩とする。 ③外観 屋根の形状は傾斜屋根とする。 地域の景観を特徴づける素材、その他これに類する自然素材の活用を努めるものとする。
工作物の新設、増設、改装 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	①高さ 稜線を分断しないように13m以下となるよう工夫する。 ②色彩 鮮やかな原色、蛍光色は避け、周辺の景観と調和するよう奇抜なものは避ける。
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観及び環境に配慮し修景措置や緑化措置を講じること。 ・擁壁等の構造物を設ける場合は最小限にする。 ・造成に関わる切土及び盛土の量はできるだけ少なくする。
竹木の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観への影響に配慮し、伐採は持続可能を前提としたものとする。伐採を行った場合は緑化に努める。
堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・露出を避け容易に見えない措置を講じる。

6 景観重点区域内における行為の規制に関する事項

届出を要する行為の内容	規 模
<p>建築物の新築、増築、改築</p> <p>外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更</p>	<p>①高さ</p> <p>原則として二階建て（10m）までとする。（公共施設を除く。）</p> <p>②色彩</p> <p>自然色を基調とし、鮮やかな原色は避け、周辺の景観に調和するものとする。</p> <p>③外観</p> <p>屋根の形状は傾斜屋根とする。</p> <p>地域の景観を特徴づける素材、その他これに類する自然素材の活用に努めるものとする。屋根は原則として瓦とする。</p>
<p>工作物の新設、増設、改装</p> <p>外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更</p>	<p>①高さ</p> <p>13mを超えない。</p> <p>②色彩</p> <p>マンセル値 10 未満</p> <p>周辺の景観と調和するよう奇抜なものは避ける。</p> <p>③外観</p> <p>自然素材を可能な限り使用し、それによりがたい場合は形状、素材感の工夫をする。</p> <p>道路に面する部分は、花壇等を設置するなど植栽に努める。</p>
<p>土石の採取、鉋物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積又は貯蔵</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観及び環境に配慮し、芝、低木、中高木の植栽等必要な修景措置や緑化措置を講じること。 ・ 擁壁等の構造物を設ける場合は最小限にする。 ・ 造成に関わる切土及び盛土の量はできるだけ少なくする。

竹木の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観への影響に配慮し、伐採は持続可能を前提としたものとする。伐採を行った場合は、その周辺環境が良好に維持できるよう、地域の植生にあった緑化措置を講じるように努める。また、その適正な管理に努める。
堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた景観を保全する必要な地域にあっては、その保全に配慮した堆積とする。